

新教育大綱の策定について

1. 改定の趣旨

教育大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、**首長が教育委員会と協議しながら、その目標や施策の根本となる方針**を定めるもの。

国の教育振興基本計画を参酌して定めることとされているが、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、**地域の実情に応じて策定するもの**とされている。

本町の教育大綱は、平成31年3月に定められたが、教育は今後のまちづくりにおける重要な柱となりうるとの判断から、より本町らしい教育の実現を目指して、改定作業を進めてきたところ。

2. 議論の経緯

令和4年7月	有識者による「安芸太田町らしい教育のあり方懇話会」を設置し、議論を開始
令和5年5月	第7回懇話会において「教育大綱たたき台(案)」のとりまとめ
令和5年9月～	たたき台(案)をもとに、更に多くの関係者と内容の周知と意見交換を目的に「熟議」を展開。延べ20回、175名が参加
令和6年4月	第8回懇話会において「教育大綱たたき台」をとりまとめ
令和6年7月	総合教育会議において「新教育大綱」として策定

3. 新大綱の概要

先の見えない時代だからこそ、自分の人生を自分で決められるよう、そのために必要なたくましさや身に着けることができる「安芸太田町らしい学び」として、**本町の恵まれた自然や文化、人を活用しながら、主体的で対話的な「安芸太田っ子」を育てることを目指します。**

具体的には、

- ①(特に幼児期において)「遊び」を重視
- ②体験学習等で好奇心を刺激し「主体性」を引き出す取り組み
- ③協調学習等、他者とのやり取りを通じて新しい価値を生み出す取り組み
- ④子どもも含めた町民参加

の4つを本町が目指すべき学びの特徴として捉え、取り組みます。

4. 今後の取り組み

本教育大綱に基づき、教育委員会において、より具体的な内容を示した「教育振興基本計画」(現もみじプラン)を本年度中に策定。「教育振興基本計画」を元に、各学校現場等において具体的な次年度の教育計画を策定、実行していく。

町としても、それらの取り組みを各現場で実現しやすいよう、予算確保等環境整備に取り組む。